農薬販売者の皆さんへ!

農薬の販売にあたっては、「農薬取締法」が適用されますので、次の事項を守り、農薬の適正な販売について御協力ください。

|1| | 農薬の販売には届出が必要です。

- 農薬及び特定農薬(特定防除資材)を販売する場合、販売所ごとに農薬販売の届出が必要です。
- 特定農薬(特定防除資材)として指定された土着天敵を譲渡する者は、<u>事業所の所在地ごと</u>に農薬 販売の届出が必要です。
- インターネット(オークションサイトも含む)で農薬を販売する場合も届出が必要です。
- 新規に販売を始める場合には<u>開始の日まで</u>に、販売所を増設した場合は<u>2週間以内に</u>農薬販売届を 提出してください。
- 届出事項(会社名、住所、代表者氏名等)を変更した場合には変更届を、農薬の販売を止めた場合は廃止届を、それぞれ<u>2週間以内</u>に提出してください。
- 必要な届出書類の詳細については、提出先に問い合わせてください。

<新規・変更・廃止の各種届出様式>

愛知県農業経営課ウェブページ

https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nogyo-keiei/0000005567.html

 新	必要な届出書類		事物の担山生	
種類	法 人	個 人	書類の提出先	
新 規	・農薬販売届(2部)	•農薬販売届(2部)	◎販売所が名古屋市	
・初めて農薬を販売する	・定款又は登記簿謄本(1通)	・住民票の写し等(1通)	にある場合	
とき ・販売所を増設したとき	(発行後3か月以内のものを申請者 が原本証明すれば、コピーでも可)	(自動車運転免許証の写しでも可)	→県庁農業経営課へ	
	・販売所の概要(1部)	・販売所の概要(1部)	 ◎販売所が名古屋市以	
	・返信用封筒(切手を貼付)	・返信用封筒(切手を貼付)	外にある場合	
変 更	•農薬販売変更届(2部)	•農薬販売変更届(2部)	→最寄りの農林水産事	
(代表者、住所、名称等	・販売所の所在地が変わった場合	・販売所の所在地が変わった場合	務所農政課へ	
が変わった場合)	のみ、販売所の概要(1部)	のみ、販売所の概要(1部)	初州及政府	
	・返信用封筒(切手を貼付)	・返信用封筒(切手を貼付)		
廃止	•農薬販売廃止届(2部)	•農薬販売廃止届(2部)		
	・返信用封筒 (切手を貼付)	・返信用封筒(切手を貼付)		

● 「毒物」「劇物」に該当する農薬を販売する場合には、販売所ごとに毒物劇物販売業の登録が必要ですので、登録を受ける方は事前に最寄りの保健所にご相談ください。

| 2 | 農薬は、農林水産省の登録番号のあるもの及び特定農薬を使用してください。

- 「農林水産省登録第○○○号」の表示がある農薬を販売してください。
- 輸入業者が輸入した農薬についても、農薬取締法に基づく登録が無いものは販売できません。

|3| 農薬以外の薬剤である除草剤(農薬に該当しない除草剤)について、農薬取締法で次に掲げる事項が義務づけられています。

- <u>農薬に該当しない除草剤</u>を製造・販売する者は容器又は包装に、また、除草剤の小売を業とする者は販売所ごとに、「農薬として使用することができない」旨を表示すること。
- 除草剤には次の2種類がありますので、販売する際には明確に区分してください。
 - ① 農薬に該当しない除草剤 …… ①のみ販売する場合は、届出は不要
 - ② 農薬登録のある除草剤 ……… 登録農薬を販売するには、届出が必要
- 販売方法の例
 - ①と②の除草剤は、商品棚・コーナーを区分して陳列・販売する。
 - ①の販売コーナーの見やすい場所に「当該製品は農薬として使用することはできません」と表示する。



- 4 農薬の種類ごとに仕入れ数量、販売数量等の記録(帳簿)を作成し、最後に記帳した日から3年間保存してください。
 - 農薬の種類ごとに、年月日及び仕入れ・販売・在庫数量が分かるように帳簿を作成し、3年間保存してください。

なお、水質汚濁性農薬の場合は、販売先の氏名・住所も併せて記録してください。

[帳簿の作成例]

農薬名(○○水和剤)

<単位:1袋=○○g>

77 47 1 4 7 1						
年	月	日	仕入数量	販売数量	在庫数量	備考
令和〇〇)年		(袋)	(袋)	(袋)	
	-	月〇日	40		40	
	\circ	月△日		10	30	

- 「毒物」「劇物」に該当する農薬を販売する際には、農薬の「名称及び数量」「販売年月日」「譲受人の住所、氏名及び職業」を記載し、印を押した譲受書の提出を受け、これに基づき帳簿を作成し、5年間保管してください。
- 5 土着天敵を増殖及び譲渡する者は、増殖規模及び譲渡数量等の記録(帳簿)を作成し、最後に記帳した日から3年間保存してください。
 - ◆ 土着天敵の増殖を行う者は、増殖を行う規模等を記録し、3年間保存してください。 [帳簿の作成例]

土着天敵の名称:○○○○

年 月 日	適用	在庫数量 (頭)
令和○年○月○日	増殖開始	100
令和○年○月○日	確認	80
令和○年○月○日	增殖終了	800

● 増殖した土着天敵を譲渡する者は、譲渡年月日、譲渡先、譲渡量を記載し、3年間保存してください。 [帳簿の作成例]

土着天敵の名称:〇〇〇〇

譲渡年月日	譲渡先 (所在地)	譲渡数量 (頭)	在庫数量 (頭)
令和○年○月○日	○○農園(○県○市○番地)	100	500
令和○年○月○日	○×農園(○県△市○番地)	200	300

- | 保管庫及び陳列棚の農薬が、紛失・盗難に遭わないよう、厳重に管理してください。 | また、農薬でない商品とは区分して、適切に陳列・保管してください。
 - 保管庫及び陳列棚の農薬の紛失・盗難防止のため、農薬の保管等については施錠できる施設で適切な管理を行ってください。また、毒物・劇物については「医薬用外」「毒物」「劇物」の文字を表示してください。
 - 他の商品(食品、不快害虫用薬剤、農薬でない除草剤、等)と区分して陳列、保管して下さい。
 - 温度の高い所、光を受ける所、湿度の高い所には保管しないようにしてください。
 - 農薬の紛失・盗難に気付いた場合、直ちに警察に連絡してください。
- 2 │ 農薬取締法の最新情報は、農林水産省のウェブページを参照してください。

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/

(連絡先)

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県 農業水産局 農政部 農業経営課

環境・植防・肥料農薬取締グループ 電話052-954-6411(ダイヤルイン) (毒物・劇物に関することは、最寄りの保健所へご相談ください。)